

一般社団法人 和歌山県営繕協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人和歌山県営繕協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を和歌山市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、建設業を営む者の連絡調整を図るとともに、建設業に関する技術及び経営の進歩改善を図り、建設工事の適正な施工を確保し、もって建設業界の健全な発展を図ること及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)建設業における技術並びに経営の進歩改善に関する調査研究
- (2)建設業における人材の確保・育成
- (3)建設業における安全確保対策
- (4)和歌山県との「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく防災訓練の実施及び和歌山県防災訓練の参加による地域貢献
- (5)建設業に関する各官公庁または団体との連絡調整並びに意見具申
- (6)建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布
- (7)工事上の紛議の調整
- (8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 会員 この法人の事業に賛同して入会した個人または法人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者。
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者は学識経験者で理事会において

推薦された者。

2. 前項に規定する会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般社団・財団法人法という。）における社員とする。

（入 会）

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、その旨を記載した申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 会員及び名誉会員で構成する会員総会をもって一般社団・財団法人法における社員総会とする。

（入会金及び会費）

第7条 前条の承認を得て入会した会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退 会）

第8条 会員は別に定める退会届を提出し、理事会の承認を得て退会することができる。

（除 名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1） この定款、その他の規則に違反したとき。
- （2） この法人の名誉を著しく損じまたは目的達成及び業務の運営を妨げたとき。
- （3） その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の日1週間前までに当該会員に通知し、かつ、当該会員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3. 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1） 総会員が同意したとき。

- (2) 当該社員が死亡し、または解散したとき。
- (3) 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。

(搬出金の不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金、会費、その他の搬出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 17名以上24名以内(会長、副会長、専務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

2. 前項の会長をもって一般社団・財団法人法に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、会員総会の議決によって選任する。また、監事のうち1名は会員以外の者から選任する事ができる。

- 2. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3. 専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 2. 副会長は、会長を補佐する。
- 3. 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に選任した理事の任期または監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。

3. 理事または監事については、再任を妨げない。

4. 理事または監事は、第12条に定める定数に足りなくなった時は、任期の満了または辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事または監事が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び相談役)

第17条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て委嘱する。

3. 顧問及び相談役は、重要な事項について会長の相談及び諮問に応じる。

4. 顧問及び相談役は、会長の求めに応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。

第4章 会員総会

(構成員)

第18条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第19条 会員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項を決議する。

(1) 事業計画書及び収支予算書の承認

(2) 定款の変更

(3) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認

(4) 理事及び監事の選任または解任

(5) 理事及び監事の報酬等の額

(6) 解散及び残余財産の帰属の決定

(7) 会員の除名

(8) その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第20条 通常会員総会は、毎事業年度終了後60日以内に、臨時会員総会は、必要に応じて随時招集する。

2. 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

第21条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長が欠けたときまたは会長に事故あるときは、総会の議決によって副会長の中から選出する。

(決議)

第22条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

(書面決議及び代理人)

第23条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または代理人(法人の役員または個人にあつては、その配偶者)を定め表決を委任することができる。この場合において前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 議長及び当該会員総会に出席した構成員のうちから選出された議事録署名人2名以上が署名する。

第5章 理事会

(設置)

第25条 この法人に、理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集しようとするときは、会長は理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的ある事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により、通知を発しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長とする。

2. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、理事会の議決によって副会長の中から選出する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

2. 前項の規定にかかわらず、会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し

なければならない。

2. 前項の議事録に署名し、または記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。
3. 第1項規定により作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 委員会

(委員会)

第31条 第4条に掲げる事業を推進するとともに、建設業に関する各種の事項を調査研究しまたは審議するため、この法人に委員会を置くことができる。

2. 委員会に関する必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第32条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2. 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他についても必要な事項は、理事会の承認を経て会長が定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - イ. 会費
 - ロ. 寄付金品及び賛助金
 - ハ. 事業に伴う収入
 - ニ. 資産から生ずる収入
 - ホ. その他の収入

(資産の管理)

第34条 資産は、会長が管理する。

2. 資産の管理方法は、理事会の議決によって定める。

(経費支弁)

第35条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

2. 賛助金は、事業に充てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 事業計画（案）及び収支予算書（案）については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後60日以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号及び第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の付属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6)財産目録

2. 第1項の規定により報告または承認された書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、会員総会において総会員の3分の2以上の同意を経なければ変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人法の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑 則

(委 任)

第44条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は池内茂雄、最初の専務理事は山根木康之とする。

附則

1 第10条(会員資格の喪失)に(3)号を新設。平成27年5月18日より施行する。